



誤解を解きたい

会員 池邊 瑞和 (70期)

1 言語学…?

自己紹介の機会があると、「言語学の研究をしています」と言うことにしている。ほとんどの場合、相手の顔にナニソレ?という疑問符が浮かぶ。よく、「じゃあ英語ペラペラなの?」と聞かれるが、これはまったくの誤解だ。言語学は個別言語を扱う語学とは異なる学問であり、私は英語が分からない人間である。

一口に言語学と言っても具体的な研究は多種多様で、語や文の構成にまつわるもの、言語獲得・習得にまつわるもの、音にまつわるもの、コンピュータの言語処理にまつわるもの……と枚挙に暇がない。これらの諸分野を包括するには、ことばに関する学問、といった大雑把な定義しかできないのではないかと思っている。

私が研究しているのは語用論 (pragmatics) で、主に、人間の言語解釈を扱う。特定の場面での特定の言語表現が、どのような意味を持つのか、なぜそのような意味が伝わるのか、といったことを考えている。

難しく聞こえるかもしれないので、例を1つ挙げてみる。Aが「明日映画に行かない?」とBを誘い、Bが「明後日英語の試験があるの」と答えたとする。この場合、BはAと映画に行くつもりだろうか? 普通に常識的に考えれば、答えは「NO」だろう。(ここで「明後日の予定は聞いてないよ、明日の話だよ」と言ってしまうと、「空気読めない」「弁護士めんどくさい」の謗りを免れない。) しかし、この返答、言語表現自体はYesもNoも意味していない。それにもかかわらず、なぜ、Bの答えは「NO」だと伝わるのだろうか…?

このような、いたって「普通」で「常識的」な言語解釈のプロセスの理論的な説明を試みるのが、語用論という分野である。

2 法と言語学

これもよくある誤解なのだが、私は早稲田大学法学部出身で、言語学の課程に通った経験はない。今を去ること数年前、法学部1年生の秋、一般教養科目として

形態統語論を受講したのが言語学との出会いだっただ。これが面白くて担当の乙黒亮教授の講義を受講しまくっているうちに、法言語学という領域を知り、首藤佐智子教授の指導を受けるに至った。

法言語学とは、法に関連する場面、すなわち司法コンテキストにおける言語使用を扱う領域である。私は主に首藤教授と共同研究を行っている。過去の研究テーマは、脅迫のような言葉による行為の分析、法律効果につながる文章のあり方の検討等。我々の関心事項は、司法コンテキストを伴う環境における言語使用の現状であり、語用論的観点から司法的評価の妥当性を検討することである。

会話の参加者は、日々「普通に常識的に」言語表現を解釈している。そのプロセスと結論は必ずしも明示されず、ゆえに、法的紛争の場で当事者の主張が対立することも珍しくない。このとき、いかなる解釈が妥当か、ネイティブスピーカーの第三者は「普通に常識的に」直感できる。しかし、もし一定の解釈の採用に言語学の観点からサポートを与えられれば、直感を越えた理論的な説得力が生まれる。ここに、法学と言語学との連携の大きな意義があると信じている。

3 もう一つの誤解

最後に。「言語学をやると話がうまくなるの?」という問いも多い。結果はご覧の通りなので、話術を磨きたい方には言語学よりも落語をおすすめしたい。



法と言語学会での共著発表